

リユースモバイル機器取り扱いガイドライン策定のお知らせ

——中古携帯端末の適切な買取方法、データ消去方法などを会員企業に公開——

リユースモバイル通信端末（中古携帯電話端末）販売事業者の業界団体であるリユースモバイル・ジャパン（RMJ）は、11月24日リユースモバイル機器取り扱いガイドラインを策定した事をお知らせします。ガイドライン策定により、リユースモバイル通信端末市場の健全な発展および消費者保護を目的とした安心・安全なリユースモバイル通信端末流通の促進を目指します。

■ガイドライン策定の目的

RMJでは、リユースモバイル機器を取り扱うに当たって、遵守すべき法令や消費者保護を目的とした、安心・安全な機器の売買を行う為の必要事項をガイドラインにまとめ、優劣かつ透明性の高いリユースモバイル通信端末事業者の育成を目指し、当ガイドラインを策定致しました。なお、ガイドラインは会員企業向けに公開されます。

■ガイドラインの概要

法令順守や消費者保護の観点から、リユースモバイル機器の取り扱いを行う上での留意事項の実務面を中心にガイドラインをまとめております。こちらのガイドラインを活用する事により、より適切なリユースモバイル端末の取り扱いが可能となります。

1. リユースモバイルビジネスへの参入方法

リユースモバイルビジネスに参入するために必要な古物営業許可に関する事項を解説しております。

2. リユースモバイル機器を買取る際に確認すべき事項

リユースモバイル機器特有の、各種ロックや赤ロムなどの注意点、リユース品として流通させるにあたっての買取時に必要な事項をまとめております。これにより、不適切な商品の流通防止に努め、また、ハードウェアとしての確認事項や査定ランク基準を記載することで、消費者が安心して利用できる様に適切な確認事項を設けました。

3. リユースモバイル機器のリファビッシュ

個人情報の流出防止を目的としたデータ消去方法やデータ消去ソフトウェアを記載しております。また、エンドユーザーが快適にご利用いただく為の再生方法を記載しております。

4. エンドユーザー販売時の必要事項

エンドユーザーへ販売する際に、必要な記載事項や販売方法を記載しております。また、インターネットでの販売時に必要な事項もまとめており、消費者が安心してリユースモバイル機器をご購入いただく為に、事業者として対応すべき必要事項を解説しています。

5. サポートに関して

消費者が安心してリユースモバイル機器をご購入頂けるように、事業者が行うサポート内容やサポート期間を定めております。

6. モバイル端末の海外への販売

中古携帯端末を輸出する上での留意事項をまとめております。

7. リユースモバイルビジネスに関わる法律

売買に関わる法律や環境に関わる法律、機器に関わる法律など、さまざまな法律の記載と解説を行っています。

■ 団体概要

代表理事 株式会社携帯市場

副代表理事 株式会社ゲオ

株式会社 TSUTAYA

ブックオフコーポレーション株式会社（順不同）

理事 日本テレホン株式会社

株式会社ネオリア

株式会社パシフィックネット

エコケー株式会社（順不同）

正会員 株式会社パステック

リユースモバイル・ジャパン URL: <http://rm-j.jp/>

■ リリースについてのお問い合わせ先

事務局：後藤 凜子（ごとう りこ）

Tel：03-3526-2755 E-mail: info@rm-j.jp